**2022参議院選挙　公開質問への回答一覧**

日本私大教連中央執行委員会は、各政党に6月1日に私立大学政策に関する公開質問状を送付し、回答締切日の6月15日までに自由民主党、立憲民主党、国民民主党、社会民主党、日本共産党、れいわ新撰組より、遅れて日本維新の会より回答が寄せられました（回答到着順）。ぜひ選挙の参考にしてください。

# 質問１．私立大学等経常費補助に関する政策について

私立大学・短期大学の教育研究活動の基盤を支える私立大学等経常費補助は、経常費の2分の1補助（補助率50％）を目指すとした制度創設当初の目標から大きく乖離し、2015年度には補助率9.9％という低水準にまで落ち込んでいます（文科省は2016年度以降の補助率を公表していません）。そこで、以下の点を伺います。

|  |  |
| --- | --- |
| （１）制度創設時に「２分の１補助」を速やかに目指すことが国会の附帯決議でも確認されたにもかかわらず、今日では補助率が１０％以下に落ち込んでいることについて、貴党はどう評価していますか。また、貴党は２分の１補助を実現すべきと考えますか。実現すべきとお考えになる場合、いつまでに達成すべきと考えますか。 | |
| 自由民主党 | 私学の建学の精神を尊重しつつ、公私間格差の解消を図ります。私立大学については少子化を見据えた経営改革や社会からの要請と期待に応える抜本的な変革を行うとともに、まずは経常的経費の1割以上を確保し、2分の1を目標に私学助成を充実します。 |
| 立憲民主党 | 家庭の経済力に左右されず、誰もが同じスタートラインに立てる社会の実現を目指すべきです。保護者の教育にかかる経済的負担を軽減し、私学の教育条件を維持向上させるため、附帯決議の内容についても検討してまいります。 |
| 国民民主党 | 多様性のある教育機会を確保するため、私学助成の充実を図ります。予算全体の制約がある中、生徒・学生数も減っており、私学の適正な規模（私学数）の検討も予算確保と表裏一体です。但し、国民民主党は教育国債発行を重要公約としており、教育予算の優先度は高いと認識しています。 |
| 社会民主党 | 附帯決議で確認された目標であり、当然、実現すべきです。概ね５年程度を目標に、少なくとも補助率が前年を下回ることがないように補助率を引き上げることが必要だと考えます。 |
| 日本共産党 | 自民党政府は、国民の高まる高等教育要求のもとで、主に私立大学の入学定員を増やしてきました。一方で、“学費は利益を受ける学生本人が負担すべき”という「受益者負担主義」を教育に持ち込みました。学費値上げを誘導し、私立大学の「経常費の２分の１助成の速やかな達成を目指す」とした国会決議（１９７５年）をないがしろにして、私学助成を抑制してきました。その結果、経常費補助率は１割を割り込むまで落ち込んでいます。これは若者に自己責任を押し付け、高等教育への国の責任を放棄する新自由主義的政策です。  コロナ禍のもとで、親の収入や学生のアルバイトが減り、食費にも事欠く学生が多数います。異常に高い学費や劣悪な奨学金制度が、学生の学ぶ権利を奪っていることが浮き彫りになりました。学生がキャンパスに入れず、学生たちによる学費返還運動も起きました。経常費の約７割を学費収入に頼る私立大学の経営基盤がいかに脆弱なものなのか、「受益者負担主義」の破たんがあらわになりました。  今こそ、大学生の８割近くを擁する私立大学がはたす公共的役割にふさわしく、私学への国の支援を抜本的に強める必要があります。学生の学ぶ権利を保障する高等教育機関としては、国立と私立に差異はありません。私立大学にも国公立大学と同様に公費を支出する「公費負担」の原則を確立するべきです。その第一歩として、公費負担によって入学金を廃止し、授業料を半額にするべきです。「私立大学の経常費の２分の１を国庫補助」（１９７５年国会決議）は速やかに実現するべきです。 |
| れいわ新撰組 | 私立大学等経常費補助は、大学の基盤経費であり、それが補助率１０％を切るレベルまで低下しているということは、私立大学等の教育研究条件の低下、学生の経済的負担の増加という影響を与えることになる。法成立時の参議院附帯決議にあるように、「できるだけ速やかに２分の １」とすべきである。高等教育の学費無償実現を前提とし、まずは５年以内に補助率を２分の１まで引き上げる。 |
| 維新の会 | 国会の付帯決議が達成されることが望ましい。時期については、少子化による学生数の減少等、現在、私立大学が置かれている社会状況や私立大学の役割等の変化を十分に勘案しながら、検討していく必要がある。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （２）政府はこの間、学生数・教職員数など定量的な基準によって配分されるべき私大経常費補助の「一般補助」に、「アウトカム指標」などによる評価に基づく配分基準を導入し、その割合を年々強化しています。これについて、貴党はどうお考えですか。 | |
| 自由民主党 | 大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費についての支援に当たっては、アウトカム指標を含む教育の質に係る客観的指標を強化し、メリハリある資金配分による教育の質の向上をさらに促進すべきものと考えます。 |
| 立憲民主党 | 今後検討してまいります。 |
| 国民民主党 | 予算対応に一定のアウトカムが求められることはやむを得ませんが、アウトカム一辺倒では対応できないのが教育現場です。教育教員の質の担保、研究開発能力の向上、大学の国際化、入試改革、大学再編等について、国民的な議論を積極的に深めます。 |
| 社会民主党 | 恣意的な評価が入りづらい定量的な基準を原則とすべきだと考えます。 |
| 日本共産党 | 私大経常費補助の目的は、私立学校の教育条件向上、私立学校の学生の経済的負担の軽減、私立学校の経営の健全性を高めることにあると、私立学校振興助成法で定められています。政府は、「アウトカム（教育の成果）指標も含めた客観的指標を活用したメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進する」とうたっていますが、教育の成果を政府が画一的に評価することはやるべきではありません。財政制度等審議会などが「教育アウトカム指標」の一例として、卒業生の奨学金の返還延滞率を示したこともありますが、大学が卒業生の返還に責任を持つことはできません。延滞率を私学助成の配分基準の指標にすれば、所得の低い地方の私立大学の助成が削られることになります。地方の私立大学つぶしにつながります。教育の機会均等に反する暴論です。  「アウトカム指標」にもとづく配分は、政府による私学への介入を強める仕組みとなる可能性があります。私学助成の本来の目的に反するものであり、廃止するべきです。 |
| れいわ新撰組 | 教育の質保証に積極的な大学には補助金を手厚く配分し、そうでない大学は減らすというメリハリが強調されているが、元々少ない経常費補助金をさらに傾斜配分することは、経営基盤を一層不安定で脆弱なものにする。財政基盤の弱い大学の存在を危うくし、私学の多様性が損なわれると考える。アウトカム指標など恣意的な評価基準をもってきて大学間でパイの奪い合いをさせるのではなく、大学が「教育研究の質」と「学生の学びの質と水準」の向上に取り組むことができるよう、経常費補助全体の大幅な増額によって基盤整備をすべきである。 |
| 維新の会 | 大学間の適正な競争を促す施策は必要と考える。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （３）政府は、私大経常費補助の配分において、定員未充足大学に対する補助金の減額強化を推進しています。大学等修学支援制度でも、定員割れし経営悪化に直面する大学を支援対象から除外しています。これらの政策について貴党はどうお考えですか。 | |
| 自由民主党 | 教育の質が確保されていないために大幅な定員割れとなるなど、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするためには、一定の経営要件を設定すべきものと考えます。 |
| 立憲民主党 | 建学の精神や大学の個性と多様性を尊重し、多様な教育の機会を確保するとともに、公私間格差の是正のため、私学助成の充実を推進します。 |
| 国民民主党 | 予算全体の制約がある中、生徒・学生数が減っており、私学の適正な規模（私学数）の検討も予算確保と表裏一体です。但し、国民民主党は教育国債発行を重要公約としており、教育予算の優先度は高いと認識しています。 |
| 社会民主党 | 定員割れ私大の補助金の減額は大学の経営悪化に直結し、在学生の学習環境に重大な影響を与えます。学生の立場からも単純な対象除外は問題です。 |
| 日本共産党 | そもそも教育の質を定員の充足率で測るのは誤りです。文科省もわが党議員の質問に「定員充足の状況のみが私立大学等の教育の質を表すものではない」と答弁しています（２０１８年６月６日、衆議院文部科学委員会）。地域経済が疲弊するもとで、地方にある小規模の大学が定員未充足になる傾向があります。定員割れを理由に私学助成の減額を強化すれば、地方私立大学は撤退に追い込まれ、大都市部との進学格差がますます開いてしまいます。「定員割れ」の大学に私学助成を減額・不交付したり、大学等修学支援制度の支援対象から除外する措置は直ちに廃止するべきです。 |
| れいわ新撰組 | （２）に同じ。 |
| 維新の会 | 大学の自助努力を促す施策は必要と考える。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （４）地方の私立大学は、地域の課題と向き合い地域社会の発展に大きく貢献してきましたが、地域経済の疲弊による大学進学率の伸び悩みなど複合的な要因の中で、厳しい経営状態に置かれています。そうした地方中小規模私大への財政支援について、貴党はどうお考えですか。 | |
| 自由民主党 | 特定分野の高い研究力の強化、人材育成や産学連携活動を通じた地域の経済社会、日本や世界の課題解決への貢献のため、「知と人材の集積拠点」である多様な大学の強みや特色を最大限に活かし、発展できるような戦略的運営の実現を推進します。 |
| 立憲民主党 | 地方大学は、「知の拠点」＝「地の拠点」、地域経済・社会を支える基盤であり、地方大学の機能強化を図り、大学を核として地方への新しい「ひと」の流れをつくります。 |
| 国民民主党 | 地方の私立大学は、地域における教育機関、地域の産業、地方自治体の協力と連携を強化し、教育・研究・地域産業・地域再生の拠点として学校づくりを進めることが期待されております。建学の精神を尊重すると共に、多様性のある教育機会を確保するため、私学助成の充実を図ります。予算全体の制約がある中、生徒・学生数も減っており、私学の適正な規模（私学数）の検討も予算確保と表裏一体です。但し、国民民主党は教育国債発行を重要公約としており、教育予算の優先度は高いと認識しています。 |
| 社会民主党 | 地方の中小規模私大は、地域での教育権を保障するだけでなく、地域社会の中で極めて重要な役割を担っています。公立大学法人化なども視野に入れて、地域振興と一体の支援策を検討したいと考えます。 |
| 日本共産党 | 中小私大、地方私大には私学助成を増額配分し、定員確保の努力を支援する助成事業を私学の自主性を尊重しつつ抜本的に拡充するなど、私立大学の二極化の是正をめざします。「経営困難」法人への指導と称して私立大学の運営に国が不当に介入することに反対します。 |
| れいわ新撰組 | 都市部に大学が集中し、若い人の流出を食い止めるためにも、地方の中小規模私大に手厚く財政支援すべきと考える。 |
| 維新の会 | 持続可能性、発展可能性のある大学には必要な援助を行うべき。同時に学生減少に伴う大学の統合・集約にも必要な支援をおこない、地域の発展に寄与する大学に改革する必要がある。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （５）私立大学等経常費補助と国立大学法人運営費交付金を学生一人あたりの金額で比較すると、私立大学は国立大学の１３分の１しかなく、ＯＥＣＤ諸国の中でも最低水準になっています。学生数・大学数ともに私立大学が８割近くを占めている現状を踏まえ、①私立大学と国立大学間の公財政支出の大きな格差を解消すべきとお考えになりますか。②「はい」の場合、どのようにして解消すべきとお考えになりますか。 | |
| 自由民主党 | 1. はい 2. 戦略的財政支援など、私立大学の総合的な振興を図るとともに、多様な財源の確保による安定的な経営を可能にするため、寄附の拡大や受託研究・共同研究の受入れの促進など、民間資金を自主的・積極的に調達するための環境整備を推進します。 |
| 立憲民主党 | 1. はい 2. 私学の建学の精神や大学の個性と多様性を尊重し、多様な教育の機会を確保するとともに、公私間格差の是正のため、私学助成の充実を推進していきます。 |
| 国民民主党 | 1. はい 2. 教育予算全体の拡充によります。予算全体の制約がある中、生徒・学生数も減っており、私学の適正な規模（私学数）の検討も予算確保と表裏一体です。但し、国民民主党は教育国債発行を重要公約としており、教育予算の優先度は高いと認識しています。 |
| 社会民主党 | 1. はい 2. 私立大学の経常費補助を２分の１まで引き上げ、最終的には学生ひとりあたりの公財支出が同じ水準となるようにすべきだと考えます。 |
| 日本共産党 | 1. はい 2. 国立との格差を是正するため、私立大学にも国公立大学と同様に公費を支出する「公費負担」の原則を確立します。格差是正の第一歩として、公費負担によって入学金を廃止し、授業料を半額化し、国公立大学との格差を大幅に縮めます。 |
| れいわ新撰組 | 1. はい 2. 私立大学経常費補助金の補助率を５０％まで引き上げ、私大への助成額を大幅に増やす。 |
| 維新の会 | 1. はい 2. （無回答） |

# 質問２．私立大学生の学費負担の軽減に関する政策について

日本の私立大学で学ぶための学費負担は、世界的に見ても突出して重い状況にありますが、2020年度から実施されている「大学等修学支援新制度」（授業料減免＋給付型奨学金）は、住民税非課税世帯とそれに準じる低所得層に限定され（目安年収380万円以下）、それ以外の学生には貸与奨学金以外に公的支援がありません。

|  |  |
| --- | --- |
| （１）貴党は、現行の「大学等修学支援新制度」の対象とならない中間所得層の私立大学生にも、学費負担軽減のための施策を強化する必要があるとお考えになりますか。お考えになる場合、どのような施策を実施しようとお考えですか。 | |
| 自由民主党 | 修学支援新制度（授業料減免および給付型奨学金）の中間層（理工農系・多子世帯）への拡大など、経済的支援の充実を図ります。さらに、卒業（修了）後の所得に連動して納付を可能とする新たな制度（日本版HECS）の導入を目指します。 |
| 立憲民主党 | 私立大学生に対しては、国公立大学の授業料と同額程度の負担軽減を実施するべきだと考えています。 |
| 国民民主党 | 専修学校や高等専門学校、大学や大学院等の高等教育の授業料を減免するとともに、返済不要の給付型奨学金を中所得世帯に拡大します。卒業生の奨学金債務も減免します。全体として、給付型奨学金の割合を高めつつ、貸与型奨学金無利子を進めるべきです。  ※（２）（３）も同回答。 |
| 社会民主党 | 学費負担軽減のための施策を強化する必要があります。対象範囲も支援額も不十分です。「大学等修学支援新制度」については、年収要件を緩和、あるいは撤廃すべきであると考えます。 |
| 日本共産党 | コロナ禍のもとで、アルバイト収入が減り、食費にも事欠く学生が多数います。異常に高い学費や貧弱な奨学金が、学生の学ぶ権利を奪っていることが浮き彫りになりました。昨年４月にスタートした高等教育修学支援制度は、あまりに要件が厳しく、学生の８％にしか支給されず（２０２０年度実績）、「高等教育無償化」とはほど遠いものです。この制度の創設の財源として、消費税増税が強行されたために、ほとんどの学生が負担増となっていることも問題です。  今必要なのは、給付制奨学金の拡充と公費負担によって入学金を廃止し、授業料を半額化することです。 |
| れいわ新撰組 | 所得制限なく高等教育の授業料は無償化すべきと考える。大学まで全額無償にする場合、約4兆円が概算で必要とされます。毎年の財政支出として公債発行により予算を確保すべきです。 |
| 維新の会 | わが党は、大学教育も含めてすべての教育過程を完全無償にすべきと主張しているが、それが実現できるまでの間は、学費軽減の施策強化が必要と考える。現在の奨学金制度を返済無用にすることも含め、抜本的に改正する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （２）現行の「大学等修学支援制度」は、「年収要件」以外に「成績要件」や「機関要件」（実務家教員の配置や外部理事の登用など）を定めて支援対象を選別していますが、私たちは「年収要件」のみを基準にした制度に変更すべきであると考えます。この点について貴党はどうお考えですか。 | |
| 自由民主党 | 高等教育の就学支援新制度は、公費による支援であることを踏まえ、大学等の在学中には、自覚を持って、しっかり勉学に励んでいただくことが必要です。また、その学修の状況には、一定の要件を課すべきものと考えます。 |
| 立憲民主党 | 高等教育も含めた教育の無償化を進めるべきだと考えますが、現行制度の要件変更を含めて、多くの学生が対象となるようにすべきであると考えます。 |
| 国民民主党 | 専修学校や高等専門学校、大学や大学院等の高等教育の授業料を減免するとともに、返済不要の給付型奨学金を中所得世帯に拡大します。卒業生の奨学金債務も減免します。全体として、給付型奨学金の割合を高めつつ、貸与型奨学金無利子を進めるべきです。 |
| 社会民主党 | 要件を設けるのであれば、年収要件のみとすべきです。 |
| 日本共産党 | 「成績要件」と「機関要件」は撤廃すべきです。就学支援は本来、大学で学ぶ学生の権利保障です。大学に合格しているのであれば、あえて「成績要件」を設ける必要はありません。また、支援を受ける大学に「機関要件」を設けることは機会均等の原則に反します。実務経験のある教員による授業科目を標準単位数の１割以上とし、法人の理事に産業界などの外部人材を複数おくよう求める「機関要件」は、大学教育の質の向上に資するものであるという根拠はまったくありません。設置認可の段階で一定の要件を満たしている大学にさらに要件を課す必要はありません。学生が自ら選んだ大学で学ぶことができるよう支援することが求められているのであり、大学に要件を課し、学生が進学先を選ぶ自由を奪うことは許されません。 |
| れいわ新撰組 | （１）に同じ。 |
| 維新の会 | 教育は家庭の経済状況によらず、本来無償であるべきで、完全無償化が実現できるまでの当面の間は、収入格差を是正する内容での支援が必要である。機関要件は大学側の努力目標として是認できる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （３）政府・文科省は無利子奨学金の拡充を図ってきたと説明していますが、今も有利子奨学金が大半を占めています（２０２２年度予算の貸与人員：無利子５０．３万人、有利子７２．５万人）。現行の無利子奨学金の成績要件・年収要件等を大幅に緩和するとともに、今後、貸与奨学金は無利子に一本化すべきと考えますが、貴党はどうお考えですか。 | |
| 自由民主党 | 現在、学生の負担軽減の観点から、「有利子から無利子へ」との方針の下、無利子奨学金の充実に努めています。今後は、卒業（修了）後の所得に連動して納付を可能とする新たな制度（日本版ＨＥＣＳ）の導入を目指します。 |
| 立憲民主党 | 卒業と同時に借金を抱える現在の制度ではなく、家計の教育費負担を大幅に軽減すべきであると考えます。 |
| 国民民主党 | 専修学校や高等専門学校、大学や大学院等の高等教育の授業料を減免するとともに、返済不要の給付型奨学金を中所得世帯に拡大します。卒業生の奨学金債務も減免します。全体として、給付型奨学金の割合を高めつつ、貸与型奨学金無利子を進めるべきです。 |
| 社会民主党 | 奨学金は原則給付型とすべきです。だれもが学習の機会を得られるよう、成績、年収などの用件は最低限とし、貸与奨学金も原則無利子とするべきだと考えます。 |
| 日本共産党 | 奨学金のローン化によって、「奨学金返済に行き詰まり自己破産」など、本来若者の夢と希望を後押しすべき奨学金が、若者の人生を狂わせるという正反対の結果をもたらしています。このため、「多額の借金」を恐れて奨学金を「借りたくても我慢する」学生が増え、アルバイトに追われて学業に専念できない学生が増えています。学生が安心して使える奨学金にするために、すべての奨学金を無利子にし、実態に合わせて要件を緩和すべきです。 |
| れいわ新撰組 | 奨学金は無利子であることはもちろんですが、貸与ではなく給付を基本とすべきと考える。高等教育の「学費完全無償化が実現されれば、以後は基本的には学生の生活基盤を支えるための給付型奨学金になると考える。 |
| 維新の会 | 奨学金は制度を複数化するのではなく、返済無用もしくは無利子にすべき。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （４）政府が２０１２年に国際人権規約（社会権規約）の「高等教育の漸進的無償化」条項の留保を撤回してから、今年で１０年目を迎えますが、無償化の実現にむけてどのような施策の実施が必要だと考えますか。その財源とともにお答えください。 | |
| 自由民主党 | 高等教育における多子世帯等の中間所得層の修学支援を拡充し、「出世払い」制度（日本版ＨＥＣＳ）を大学院へ先行導入するとともに、安定的な財源を確保し学部生等への対象拡大を目指します。 |
| 立憲民主党 | 教育に関係する予算の確保・充実を図り、著しく低い日本の教育への公的負担を大幅に引き上げていきます。 |
| 国民民主党 | 国民民主党は教育国債発行を重要公約としており、高等教育の無償化にはこの対応が最も現実的で即効性があります。 |
| 社会民主党 | ２０２０年から「大学等修学支援制度」が始まっていますが、対象は限られまだまだ十分とは言えません。対象を広げ、私立大学の減免額を引き上げるなど漸進的に無償化をはかる必要があります。財源は特定の税源に偏らず、大企業などへの累進課税の強化など応能負担を求めるべきです。 |
| 日本共産党 | 国際人権規約が定めた「高等教育の漸進的無償化」の第一歩として、大学予算を増やして、入学金を廃止し、大学・専門学校の授業料を速やかに半額にし、段階的に無償化を図り、誰もがお金の心配なく学べるようにします。社会人入学を促進し、大学を市民に開かれたものにします。  若者の人生の門出で、「奨学金」という名の多額の借金を背負わせる社会をあらためる必要があります。「自宅４万円、自宅外８万円」の給付奨学金を７５万人（現在の奨学金利用者の半数）が利用できる制度をつくり、拡充していきます。すべての奨学金を無利子にします。奨学金返済が困難になった場合の減免制度をつくります。  以上の政策は、消費税減税や社会保障の拡充、教育費負担の軽減など１９兆円程度の所要財源規模で盛り込んだ参議院選挙政策の中で位置づけているものです。高等教育の授業料半減・入学金廃止、給付奨学金の拡充などの所要財源規模は１．８兆円と試算しています。  参議院選挙政策を実現するための財源確保策としては、大企業優遇税制の見直し、法人税率を中小企業を除いて安倍政権以前の水準（２８％）に戻すことで８兆円、富裕層への税負担の見直しで約３兆円、富裕税や為替取引税の創設で約３兆円、軍事費や大型開発の浪費の削減などで約５兆円――あわせて１９兆円を提案しています。 |
| れいわ新撰組 | （１）に同じ。 |
| 維新の会 | 憲法を改正し、家庭の経済状況にかかわらず、等しく質の高い教育を受けることができるよう、義務教育の他、幼児教育、高校、大学など、教育の全課程について完全無償化を憲法上の原則として定め、国に関連法の立法と恒久的な予算措置を義務付ける。 |

# ３．私立学校法改正、学校法人のガバナンス改革について

|  |  |
| --- | --- |
| （１）私立大学をめぐる不祥事は、学校法人の理事長・理事による専断的運営、大学への介入によって生じています。不祥事を防止し、学校法人の公共性を高めるには、学校法人の重要事項は評議員会の議決を要することとし、評議員の選任は理事会が関与せず民主的に行うこと、理事の選任は評議員会が行うこと等を定める私立学校法改正が必要だと考えます。このことについて貴党の見解をお示しください。 | |
| 自由民主党 | 私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」を確立する必要があります。不祥事発生の背景となるガバナンス不全の構造的リスクを低減する観点から、評議員会の地位や理事・監事・評議員の選出の在り方を改善すべきものと考えます。 |
| 立憲民主党 | 私学の自主性が損なわれることがないよう、よりよい私学のあり方について検討を進めていきます。 |
| 国民民主党 | 建学の精神を尊重すると共に、多様性のある教育機会を確保する必要があります。同時に、私学自身も不祥事が起きないようなガバナンスのあり方を自主的、自律的に模索することが肝要です。※（２）も同回答 |
| 社会民主党 | 不祥事の防止、学校法人の公共性を高める観点から、私立学校法の改正が必要だと考えます。 |
| 日本共産党 | 私立大学の公共性と教育研究の質をさらに高めるため私立学校法の改正を含む改革をすすめるべきと考えます。具体的には、私立学校法において学校法人が教育・研究に介入する余地のある条項を見直すとともに、学校法人の役員（理事、監事）は基本的に評議員会において選任・公表する、評議員会を学校法人の重要事項の議決機関とする、財務資料の公表を図るなど、私学関係者の合意をふまえて法改正を含む学校法人改革をすすめます。 |
| れいわ新撰組 | 賛成。私立大学であっても、国の助成金を受けている公教育機関として、学校法人の自主性を重んじると同時に、その公共性・透明性を担保すべきと考える。理事長・理事会の専横を防ぐために、評議員会を単なる諮問機関とする現行制度を改め、理事長・理事会と評議員会との緊張関係を保つ仕組みが必要と考える。 |
| 維新の会 | 不祥事の原因を理事長・理事の専断と、一律に断じるのではなく、各大学において、自治的に検証し、問題を解決することが第一義的に必要と考える。法の改正は、大学の自主性では解決できない分野のみに限定することが望ましい。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （２）文科省は、今般の私立学校法改正の議論において、理事会に学長の選解任を行う権限があるという誤った見解を示しています。このようなことを定めた法律はなく、国会で政府も「私立大学の学長選考に関し、その選考方法も含めて、決定権限が理事会にあることを明文で規定した法律はない」と答弁してきました。文科省の見解が合法化されれば、私立大学における大学の自治に重大な影響を及ぼし、不祥事の発生に拍車をかけかねません。以上のことについて貴党の見解をお示しください。 | |
| 自由民主党 | 私立大学は学長の選考・任命について、法律上、規定は設けられておらず、多様な実態が見られます。人事に関する大学の自治は、寄付行為の定めるところにより業務決定機関である理事会に委ねられているものと考えます。 |
| 立憲民主党 | 私立大学の「大学の自治」に重大な影響が起きないようにすべきだと考えます。 |
| 国民民主党 | 建学の精神を尊重すると共に、多様性のある教育機会を確保する必要があります。同時に、私学自身も不祥事が起きないようなガバナンスのあり方を自主的、自律的に模索することが肝要です。 |
| 社会民主党 | 文科省の見解を訂正させるべきです。誤った見解を法律化する動きを阻止します。 |
| 日本共産党 | 政府の国会答弁の通り「私立大学の学長選考に関し、その選考方法も含めて、決定権限が理事会にあることを明文で規定した法律はない」と考えます。 |
| れいわ新撰組 | 建学の理念に基づく自主性が尊重されるべき私立大学においては、経営側と教学側が連携してその自主性の充実発展を図るべきと考える。しかし、その中においても、大学の本来の目的である教育研究活動の自主性は担保されなければならない。少なくとも、教学組織のトップである学長の選解任には、経営側の理事会によって勝手に行われるべきではなく、大学内の教員・学生による学内選考を関与させる仕組みが必要と考える。 |
| 維新の会 | 「自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図る」という私立学校法の趣旨に沿った、「日大問題」等の不祥事の再発防止策が必要。 |

# ４．大学の自治、学校教育法の再改正について

|  |  |
| --- | --- |
| （１）ユネスコ総会が１９９７年に採択した「高等教育の教育職員の地位に関する勧告」は、大学の自治について「自治は、学問の自由が機関という形態をとったもの」と定義し、政府（加盟国）は「高等教育機関の自治に対するいかなる筋からの脅威であろうとも高等教育機関を保護するべき義務がある」としています。この勧告に賛同しますか。反対であれば、理由をお示しください。 | |
| 自由民主党 | 賛成 |
| 立憲民主党 | 賛成 |
| 国民民主党 | 賛成・その他 |
| 社会民主党 | 賛成 |
| 日本共産党 | 賛成。世界で形成されてきた「大学改革の原則」は、「支援すれども統制せず（サポート・バット・ノットコントロール）」であり、「大学の自治」を尊重して大学への財政支援を行うことです。国公私立の違いを問わず、大学に資金を提供する側と、教育・研究をになう大学との関係を律する基本的なルールとして、また、大学運営の原則として確立するべきと考えます。 |
| れいわ新撰組 | 賛成 |
| 維新の会 | 賛成 |

|  |  |
| --- | --- |
| （２）２０１４年の学校教育法改正と同施行通知によって、大学自治の中心となる機関である教授会が「重要事項を審議する」機関から、学長が決定を行うに際し意見を述べるだけの機関になりました。これを契機に教授会を開催しない大学や開催回数を大幅に減少した大学も増えました。この事実をご存じですか。 | |
| 自由民主党 | 知らない |
| 立憲民主党 | 知っている |
| 国民民主党 | 知っている |
| 社会民主党 | 知っている |
| 日本共産党 | 知っている |
| れいわ新撰組 | 知らない |
| 維新の会 | 知らない　（教授会の内容・回数等は大学自治に関する事項と認識している。） |

|  |  |
| --- | --- |
| （３）教授会は大学自治にとって重要な機関と考えますが、貴党のご見解をお示しください。 | |
| 自由民主党 | 教授会は、学生の入学、卒業および課程の修了、学位の授与のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べる重要な機関だと考えます。 |
| 立憲民主党 | 教授会は専門的知見を持った教員によって構成される審議機関であり、大学において大切な役割を果たしていると考えています。 |
| 国民民主党 | 建学の精神を尊重すると共に、多様性のある教育機会を確保するために重要な機関と考えます。同時に、日本の大学教育や大学経営が今日の様々な問題を抱えることに至った背景で、教授会がどのように機能し、どのような問題を抱えていたかも自問自答し、教授会自身も自己改革を図ることが必要です。 |
| 社会民主党 | 教授会を形骸化しかねない通知であり、大学の自治を揺るがしかねません。撤回すべきだと考えます。 |
| 日本共産党 | 大学における教育研究をはじめ財務・人事・組織などの運営、学長の選考などは、教授会の審議を基礎にし、すべての教員・職員・院生・学生など大学構成員の意思を尊重して決定できるように学校教育法などの法制度を改正すべきだと考えます。 |
| れいわ新撰組 | 大学自治は、教育研究に関する大学の自主的な決定を保障するものであり、大学内の人事、教育研究・教授内容、大学の施設・学生の管理などがその範囲になると考える。そしてその主体は、まずは大学教授・准教授などの研究者であり、一部に関しては学生も考慮されるかと考える。その意味では、大学自治にとって中心的な役割を果たす組織と考える。 |
| 維新の会 | 教授会の在り方については、大学ごとに自治的に決定すべきものと考える。 |

# ５．平和と民主主義に関して

|  |  |
| --- | --- |
| （１）日本学術会議会員の任命拒否問題は、政府の対応について日本学術会議も納得していないことに明らかなように、現在も未解決です。貴党は、この問題について、政府がどのように対応すべきと考えていますか？ご見解をお示しください。 | |
| 自由民主党 | 会員の任命問題については、一連の手続きはすでに終了したもの認識しています。今後の学術会議の在り方については、学術会議の自主的な取り組みの進捗状況も勘案しながら、検討すべきものと考えます。 |
| 立憲民主党 | 菅内閣による任命拒否が岸田内閣においても踏襲されていることは容認できません。過去の総理答弁や関連法にも明らかに違反し、憲法が規定する学問の自由を侵すものです。任命拒否された６人を日本学術会議の新会員に任命し、学問の自由と独立を取り戻すべきと考えます。  立憲民主党も賛成しましたが「科学技術・イノベーション基本法」において、哲学や法学など「人文・社会科学」が新たに適用対象となり、政府が人文・社会科学の学問にも研究面でも安易に介入をする遠因になっているのではないかとの懸念も示されています。法の趣旨に反する、不当な執行がされていないか、しっかり検証、監視していきたいと考えます。 |
| 国民民主党 | 政府は事実関係を明らかにすべきです。 |
| 社会民主党 | 政府は任命拒否を即時撤回すべきです。学術の独立性や自主性を回復させることが必要です。 |
| 日本共産党 | 日本学術会議法は、科学者を代表する機関である学術会議が「優れた研究又は業績」を審査して選考した会員候補を推薦するとしています。その任命を首相が拒否することは、同法が定める学術会議の独立性を壊すものであり、憲法２３条の「学問の自由」の侵害です。  日本学術会議が独立性を失い、政権に忖度する組織に改編されるなら、科学は政治の下僕となり、学問の自由が奪われます。科学を無視し専門家・科学者の意見を軽視する政治が国民に災厄をもたらすことは、感染爆発と医療崩壊を招いた自公政権のコロナ対応を見ても明らかです。  政府は、違憲・違法の任命拒否を撤回させ、学術会議の独立性を守るとともに、任命拒否に至った全容を明らかにし、再発を防止するべきです。日本学術会議の自主的改革を尊重し、予算や事務局体制を欧米のアカデミー並みに増額・充実させます。 |
| れいわ新撰組 | 日本学術会議会員に６名の任命拒否をした問題は、憲法２３条の保障する学問の自由を脅かす重大な問題と捉えている。政府はこの６名を任命しなかった判断理由を明らかにし、国民に対する説明責任を果たすべきである。  また、日本学術会議の独立性と自律性を尊重し、今後は会員選任過程への介入をしないこと。 |
| 維新の会 | 日本学術会議が公的機関であることに鑑み、法に基づいて、政府の責任で解決すべき問題であると考える。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （２）学術研究においては、人々の幸福を目的とすること、その成果を広く公開することが原則です。これに対し、軍事研究は目的が異なること、その成果が秘密にされることなど、本来の学術研究とは相容れないものと考えます。貴党は、大学で軍事研究が行われることについて、どうお考えになりますか？ご見解をお示しください。 | |
| 自由民主党 | 先端技術はさまざまな用途、分野で利用される多義性があります。防衛での利用可能性があると言って研究開発を否定すれば、わが国の科学技術・イノベーションが立ち遅れてしまいます。大学等研究機関が研究活動を適切に管理することが必要だと考えます。 |
| 立憲民主党 | 学問の自由、研究者の良心などに照らして、慎重な対応をとっていくべきではないかと考えています。日本学術会議が「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」（１９５０年）、「軍事目的のために科学研究を行わない」（１９６７年）という声明を発表し、継承していることを重く受けとめるべきです。 |
| 国民民主党 | デュアルユースの科学技術の割合は相当の規模に至っているほか、日本の科学技術や産業技術の相対的立ち後れが学術研究のあり方とも関係しています。最終的にはアカデミアや政官財学関係者それぞれのモラル（常識と見識）に委ねられるべき問題です。 |
| 社会民主党 | 戦争につながりかねない軍事研究が行われることについては反対です。 |
| 日本共産党 | 大学や公的研究機関に対する軍事機関（防衛省や米軍など）からの資金提供や研究協力は、「学問の自由」を脅かすものであり、禁止すべきです。防衛省の「安全保障技術研究推進制度」を廃止し、偵察衛星など宇宙の軍事利用もやめさせます。大学や公的研究機関における研究開発は、非軍事・平和目的に限定し、その成果を暮らしと産業の発展のために広く活用します。軍事機密を理由にした研究成果の公開制限や秘密特許の導入に反対し、宇宙基本法や原子力基本法の「安全保障」条項を削除します。  今国会で成立した経済安全保障推進法は、科学技術の軍事研究化を推進し、学問の自由を侵害する恐れがあります。すでに補正予算で２５００億円が計上された経済安全保障重要技術育成プログラムの成果は、防衛省の判断で軍事技術として活用できます。プログラムの参加者に、罰則付きの守秘義務を課します。特許出願非公開制度は、民生技術を軍事技術に吸収し、戦争遂行に動員した戦前の秘密特許制度の復活です。特定技術分野の発明は外国出願禁止ですが、日米防衛特許協定を理由に米国に対してのみ除外しています。軍事特許を日米同盟に役立てる仕組みとなっています。  中国の覇権主義や組織的なサイバー攻撃、知的財産権をめぐる問題などは、事実に基づき厳しく批判され、外交的に解決されなければなりません。しかし、「平和のとりで」（ユネスコ憲章）であるべき大学や国際交流があってこそ発展する研究までも仮想敵を持って対立に巻き込むことはあってはならないことです。「経済安全保障推進制度」は廃止します。 |
| れいわ新撰組 | 大学で目的意識をもって軍事研究が行われることにはもちろん反対。  しかし、当初の目的が人々の幸福を追求したものであっても、研究成果が研究者の意図を離れて軍事目的に転用され、攻撃的な目的のためにも使用されうる。例えば、ドローンのように、軍事目的利用と民生部門の利用（山間へき地への物の輸送等）が切り分けられない技術も数多い。  学術研究が政治権力による管理・統制を受け、軍事目的に動員された歴史的な経験をふまえ、大学における研究の自主性・自律性、特に研究成果の公開性が担保されなければならない。しかし、軍事研究においては、研究の秘密性の保持をめぐって、政府による研究者の活動への介入が強まる懸念もある。  軍事研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである。 |
| 維新の会 | 他国からの侵略を抑止するために、科学技術を活用することは重要です。大学において他の研究分野と同様に防衛関係の研究は行われて当然と考えます。基礎研究は公開が原則となるべきですが、国の安全保障にかかわる応用技術に関する情報は適切に管理することが必要です。 |